

○ 前払式支払手段に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第三号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（高額電子移転可能型前払式支払手段） 第五条の二 「略」 2 法第三条第八項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、第三者型前払式支払手段（電磁的方法によりその未使用残高の記録の加算が行われるものに限る。）のうち、その未使用残高が前払式支払手段記録口座に記録されるものであって、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。 「一・二 略」 三 前号の登録商標に係る標識の掲示その他の表示をしている加盟店（法第十条第一項第四号に規定する加盟店をいう。）において前号の権利に関して代価の弁済に充てることが又は物品等の給付若しくは役務の提供を請求することが可能な一月間の未使用残高の総額が三十万円を超えるものであること。 四 「略」	（高額電子移転可能型前払式支払手段） 第五条の二 「同上」 2 「同上」 「一・二 同上」 三 前号の登録商標に係る標識の掲示その他の表示をしている加盟店（法第十条第一項第四号に規定する加盟店をいう。第十六条第十一号及び第四十一条第三項において同じ。）において前号の権利に関して代価の弁済に充てることが又は物品等の給付若しくは役務の提供を請求することが可能な一月間の未使用残高の総額が三十万円を超えるものであること。 四 「同上」

(登録申請書の添付書類)

第十六条 法第八条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類(官公署が証明する書類については、申請の日前三月以内に発行されたものに限る。)とする。

〔一〇 略〕

十一 第三者型発行者と加盟店(法第十条第一項第四号に規定する加盟店をいい、第二十三条の三第二項第一号柱書に規定する適格寄附金受領者を含む。第四十一条第三項において同じ。)との間の契約内容を証する書面

〔十二〇十四 略〕

(業務実施計画の届出)

第二十条の二 〔略〕

2 法第十一条の二第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 〔略〕

二 第二十三条の三第一項第一号及び第二号に掲げる措置を講ずるために必要な体制に関する事項

〔三〇五 略〕

3 〔略〕

(登録申請書の添付書類)

第十六条 〔同上〕

〔一〇 同上〕

十一 第三者型発行者と加盟店との間の契約内容を証する書面

〔十二〇十四 同上〕

(業務実施計画の届出)

第二十条の二 〔同上〕

2 〔同上〕

一 〔同上〕

二 第二十三条の三第一号及び第二号に掲げる措置を講ずるために必要な体制に関する事項

〔三〇五 同上〕

3 〔同上〕

第二十三条の三 前払式支払手段発行者は、前払式支払手段の利用者の保護を図り、及び前払式支払手段の発行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

「一〇四 略」

2| 前払式支払手段発行者は、寄附（金銭の給付を内容とするものに限る。以下この項において同じ。）のために使用される前払式支払手段を発行する場合にあつては、当該前払式支払手段の利用者の保護を図り、及び当該前払式支払手段の発行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 第三者型前払式支払手段を用いて、第十六条第十一号に掲げる書面に証された契約内容に基づき、一の寄附ごとに一万円を超えない金額の範囲内で、次に掲げる者（「適格寄附金受領者」という。）が適切に寄附金を受領するために必要な措置

イ 国

ロ 地方公共団体

ハ 認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に關し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

ニ 日本国内において専ら国際機関（条約その他の国際約束に基づき設立された機関のうち日本国が構成員となつてい

第二十三条の三 「同上」

「一〇四 同上」

「項を加える。」

るものその他国を構成員とするものをいう。）のために事務を行う法人のうち金融庁長官が指定する者

ホ 他の法令に規定する目的のために行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第三号に規定する許認可等を受けることなく、又は同条第七号に規定する届出をすることなく寄附金の募集を行うものとして当該法令に規定されている者のうち金融庁長官が指定する者

二 寄附以外に使用される場合との誤認を防止するために必要な措置その他の寄附のために使用される前払式支払手段の不適切な利用を防止するための適切な措置

別紙様式第3号（第14条関係）

（日本産業規格A4）

〔（第1面）～（第3面） 略〕

（第4面）

8. 業務の内容及び方法

(1) 前払式支払手段の種類、名称、発行価格及び支払可能金額等

前払式支払手段の仕様等	前払式支払手段の名称	発行価格	支払可能金額等	使用範囲等	使用できる期間又は期限	寄附への使用の有無	電子移転可能型前払式支払手段の該当の有無

〔表略〕

（記載上の注意）

〔1. ～ 4. 略〕

別紙様式第3号（第14条関係）

（日本産業規格A4）

〔（第1面）～（第3面） 同左〕

（第4面）

8. 業務の内容及び方法

(1) 前払式支払手段の種類、名称、発行価格及び支払可能金額等

前払式支払手段の仕様等	前払式支払手段の名称	発行価格	支払可能金額等	使用範囲等	使用できる期間又は期限	電子移転可能型前払式支払手段の該当の有無

〔同左〕

（記載上の注意）

〔1. ～ 4. 同左〕

<u>5.</u> 「寄附」とは、第23条の3第2項に規定する寄附をいう。 <u>6.</u> 「電子移転可能型前払式支払手段」とは、残高譲渡型前払式支払手段、番号通知型前払式支払手段又は<u>第23条の3第1項第2号ロ</u>に掲げる前払式支払手段をいう。 <u>7.</u> 「種類」は、次のうち該当するものの番号を記載すること。 [①・② 略] ③ <u>第23条の3第1項第2号ロ</u>に掲げる前払式支払手段 <u>8.</u> 「移転可能額の上限等」は、次の種類に応じ、それぞれ（i）及び（ii）の事項を記載すること。 [①・② 略] ③ <u>第23条の3第1項第2号ロ</u>に掲げる前払式支払手段 [（i）・（ii） 略] <u>9.</u> [略] [（第5面）～（第10面） 略]	[加える。] <u>5.</u> 「電子移転可能型前払式支払手段」とは、残高譲渡型前払式支払手段、番号通知型前払式支払手段又は<u>第23条の3第2号ロ</u>に掲げる前払式支払手段をいう。 <u>6.</u> 「種類」は、次のうち該当するものの番号を記載すること。 [①・② 同左] ③ <u>第23条の3第2号ロ</u>に掲げる前払式支払手段 <u>7.</u> 「移転可能額の上限等」は、次の種類に応じ、それぞれ（i）及び（ii）の事項を記載すること。 [①・② 同左] ③ <u>第23条の3第2号ロ</u>に掲げる前払式支払手段 [（i）・（ii） 同左] <u>8.</u> [同左] [（第5面）～（第10面） 同左]
備考 表中の [] の記載は任意である。	